

令和7年6月25日

議会議長 鈴木 晴範 様

総務建設委員会
委員長 兵藤 慎一

閉会中における所管事務調査についての報告

函南町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

- 1 開催日時 令和7年4月16日（水）午前9時00分
- 2 委員の出席状況 委員全員出席 議長出席
- 3 調査事項

(1) 函南町地域公共交通計画について

「函南町地域公共交通計画」は令和7年度からの5年間を計画期間とし、地域の実情に即した地域公共交通体系の構築を目的に、前計画である「函南町地域公共交通網形成計画」の方針等を引継ぎ、拠点の形成及び誰もが利用できる・利用したくなる持続可能な公共交通網の確保・維持を基本的な方針として策定された。

計画策定にあたり、利用者、住民へのアンケート、各小学校区におけるワークショップやパブリックコメント等の実施結果や地域公共交通の現況を基に算出した計画目標値について説明がされた。

また、実証実験中の拠点循環コミュニティバスについて、令和7年度よりダイヤの増便や平日と休日で運行ルートを変更する等の改正点について説明がされた。

地域ニーズの反映やAIの活用を含め幅広い施策の実施により持続可能な公共交通の推進に期待したい。

(2) 函南町上下水道耐震化計画について

「函南町上下水道耐震化計画」は、能登半島地震を教訓とし、上下水道システムの急所施設（取水施設、浄水場等）や重要施設（防災拠点、避難所等）に接続する上下水道管路等において上下水道一体で耐震化を推進することを目的として策定された。

耐震化には大規模な財源が必要であるため、料金の改定を含め、水道事業の経営状況を長期的に見据え、投資とのバランスを図りながら進めていくとの説明がされた。

町民が安心・安全に生活できるよう上下水道管路の耐震化の促進に努められたい。

(3) 函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の考え方について

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区での土石流災害において、上流部で施工された盛土の崩壊が被害を拡大させたと推測されたことから、静岡県では令和4年3月に静岡県盛土等の規制に関する条例を制定し、国では令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。

これらを受け町の条例改正に関する今後の方向性について説明がされた。

町においては、盛土規制法が令和7年5月26日から適用され、町の盛土条例で規制している盛土が法での規制となることが説明された。

熱海市で発生した土石流災害の教訓を活かし、条例の整備により町民の生活に危険が及ばないように行為の規制に努められたい。